

○白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例施行規則

平成22年3月29日

規則第6号

改正 平成23年3月28日規則第7号

平成24年3月27日規則第11号

廃止 平成28年12月15日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例（平成22年白石町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第2条に規定する「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(控除額)

第3条 条例第4条に規定する控除額は、入院及び入院外についてそれぞれ1月につき、1,000円とする。

(助成の申請)

第4条 助成対象者が条例第6条に規定する助成を申請する場合は、小学生・中学生医療費助成金申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請は、保険医療機関等が発行する領収書を添付した場合、小学生・中学生医療費助成金申請書の保険診療額（領収）証明欄を省略することができる。

3 第1項の申請は、保険給付を受けた日から起算して2年以内に行われなければならない。

(助成金の交付)

第5条 町長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、申請のあった日から起算して2箇月以内に助成金を交付するものとする。

(関係簿冊)

第6条 町長は、小学生・中学生医療費助成の適正を期するため、小学生・中学生医療費助成台帳(様式第2号)を作成し、常に整理しておくものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月27日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月15日規則第14号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。